

附則

第4条及び第5条関係

(附則－1) 経過措置の適用に関し、業務用加工食品が製造業者Aから卸売業者Bを通じて製造業者Cに販売された場合、「販売」の起点は、BからCに販売された時点ではなく、AからBに販売された時点であるという理解で間違いないですか。

(答)

AからB、BからCのいずれであるかにかかわらず、事業者から事業者へ販売された時点となります。経過措置期間内に販売することができなかった業務用加工食品については、(附則－4)の回答を御参照ください。

(附則－2) 製造され、加工され、又は輸入される加工食品の「輸入される」の時点は、通関手続終了時点ですか。

(答)

通関手続終了時点です。

(附則－3) 加工食品について、小規模事業者が栄養成分表示を行おうとする場合など、省略可能な表示義務事項を自主的に表示しようとする場合も、5年の経過措置期間が適用されますか。

(答)

省略可能な表示義務事項を表示する場合は、食品表示基準に従って表示する必要が生じ、5年の経過措置期間が適用されます。

(附則－4) 業務用加工食品について、経過措置期間内に販売することが出来なかった場合、その製品は廃棄するしかないですか。

(答)

経過措置期間を過ぎた業務用加工食品を、食品表示基準に定められた表示をしないまま販売することはできません。

しかしながら、経過措置期間を過ぎていたとしても、以下のいずれかの対応を行うことで販売が可能です。

- ① 食品の容器包装に表示している場合は、新基準に対応した表示をシール等で作成し、それを貼り付けて販売すること(安全性に関する事項については、万一シールがはがれてしまった場合に誤った情報が販売先に伝達され、最終的に消費者の健康危害を生じ得ることから、シールの貼付は慎むべきものと考えます。やむを得ずシールでの訂正をする場合は、①販売後にシールがはがれないように細心の注意を払うこと、②販売先等からの問合せにはきちんと対応する等、事業者として適切な対応をすることが重要です。)
- ② 規格書等に表示している場合は、古い規格書等を回収(又は廃棄の指示)した上で新基準に対応した規格書等を販売先に提出すること。